

所得金額調整控除の創設

《基礎控除の金額が 10 万円引き上げに》

2020 年より、収入などの要件にかかわらず一律に適用される『基礎控除』が、現行の 38 万円から 10 万円引き上げられます。しかし、合計所得金額が 2,400 万円を超えると段階的に基礎控除の金額は引き下げられ、2,500 円を超えると 0 になります。

《給与所得控除の見直し》

今回の改正では基礎控除に加えて給与所得控除も改正されます。控除額が一律 10 万円引き下げられるほか、これまでは 1,000 万円超の場合に控除額 220 万円が上限とされていましたが、2020 年からは 850 万円超の場合に控除額 195 万円が上限となります。

このように控除額が引き下げられた高所得者の負担を軽減するために『所得金額調整控除』が設けられました。

《所得金額調整控除の適用要件》

給与所得のみの人に適用される所得金額調整控除は次の①と②を満たす場合に適用されます。

- ① その年の給与収入が 850 万円超の居住者であること。
- ② 次のいずれかに該当する場合
 - (1) 23 歳未満の扶養親族を有すること
 - (2) 本人が特別障害者であること
 - (3) 特別障害者である、生計を一にする配偶者または扶養親族を有すること

これらの要件を満たす場合、給与の収入金額（1,000 万円を上限）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除します。

※年末調整において、所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、一定の事項を記載した「所得金額調整控除申告書」を提出しなければなりません。